

第4章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

(1) 県による計画の実施

環境基本計画の効果的な推進を図るためには、本計画の環境・経済・社会の一体的向上という方向性をあらゆる主体が共有し、その具体化に向けて行動していくことが重要である。

そのため、県は、政策会議のほか関連する会議や関係部局間の会合等の場を通じて、この方向性に対する共通認識を深め、関係部局の緊密な連携を図り、本計画に掲げた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。また、県の各分野の施策において、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、本計画の基本的な方向に沿って、環境の保全に配慮する。

なお、本計画の実現に向けた施策や事業の実施にあたっては、関係法令の改正や国の計画の見直し等にも的確に対応していく。

(2) 県以外の各主体による計画の実施

県民は、その日常生活と環境とのかかわり合いを認識し、本計画に示された方向性に沿いながら、環境への負荷の少ない行動に自ら努めることが期待される。

事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うにあたって、本計画に示された方向性に沿いながら、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等による環境への負荷の少ない事業活動に自ら努めることが期待される。

市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、県との連携を図りつつ、本計画に示された方向性に沿いながら、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施することが期待される。

そのため、県は、県民、事業者、市町村等あらゆる主体に対し、広く計画内容の周知と本県の環境に関する情報の提供を行うことにより、環境・経済・社会の一体的向上という方向性の共通認識が得られるよう努めるとともに、本計画を踏まえ、県民及び事業者が自発的に取り組む環境保全活動や環境への負荷が少ない事業活動が促進されるよう必要な措置を講ずるほか、広域的な見地から、市町村が実施する施策の総合調整を行う。

2 計画の進行管理

本計画の着実な実行を確保するため、県は、計画の進捗状況を定期的に点検し、岩手県環境審議会に報告するとともに、その点検結果については、県の施策の企画立案等に活用するほか、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第9条に基づく年次報告書等に反映するなど、幅広い主体に対して情報提供を行う。

3 指標の設定・活用

計画の進行管理にあたっては、各施策分野に設定した総合的指標を活用する。

また、その他の指標として、環境分野別施策について、施策の実施状況を示す施策推進指標を設定する。横断的施策については、環境以外の分野における既存の計画の指標の点検結果を可能な限り活用することにより、施策の実施状況を把握する。いずれにおいても、各指標が本計画の施策の実施による環境負荷の低減状況を的確に反映するよう常に見直しを行い、既存の計画との整合性や指標の継続性にも配慮しつつ、必要に応じ機動的に変更を行う。

なお、指標のうち、既存の計画で設定されているものについては、当該計画の見直しに伴い目標値が見直しされた場合は、その時点で、本計画の目標値を当該目標値に置き換えることとする。

4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応

本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画内容の見直しの必要性を検討する。

なお、計画に定められた目標や、それを実現するための施策の方向については、環境施策が目指す将来像の実現に向けて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応していく。